

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所では、現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「本庄市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもをとりまく環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法^{※1}」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すとされています。この実現のため、本市においても「本庄市次世代育成支援行動計画」にかわり、子ども・子育て支援サービスのニーズ量の見込みを把握し、それに対する確保方策等をきめ細かく計画するとともに、市民や地域、教育・保育従事者、企業、市が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明確にするために「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の性格と役割

(1) 計画の法的根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本庄市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、本庄市総合振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

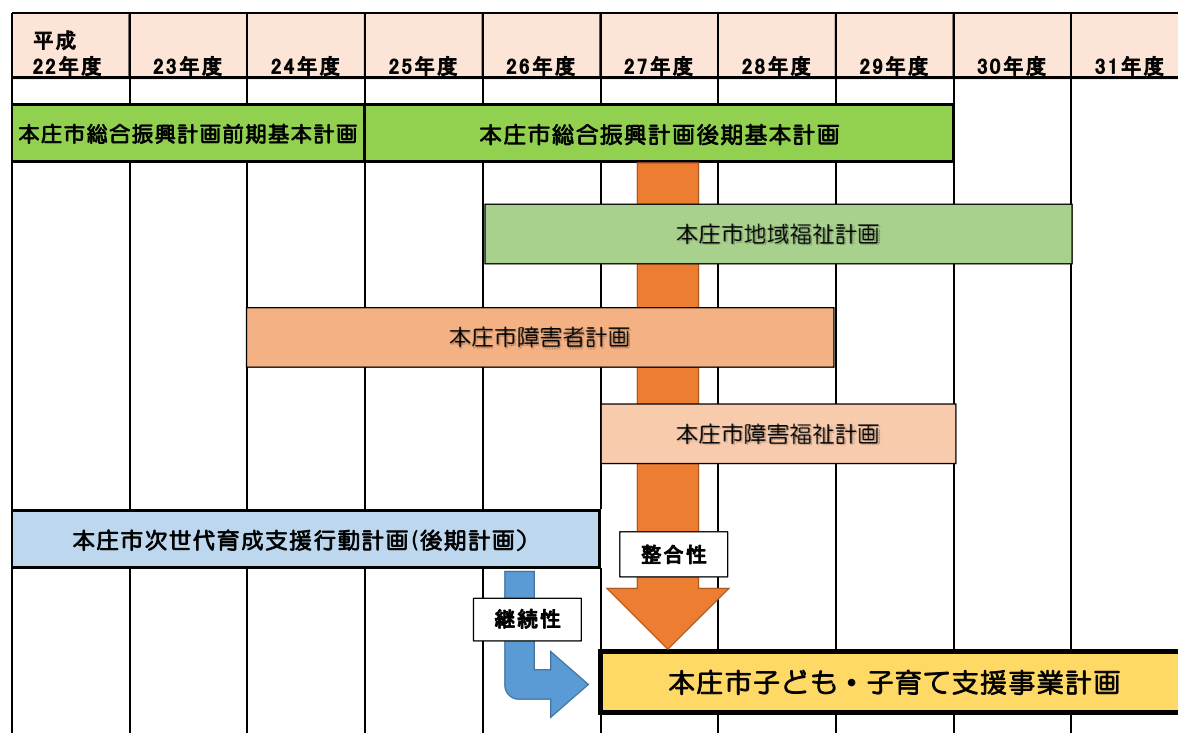
本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、継続性を持たせたうえで、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとします。

3 計画の整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき県の「(仮称)埼玉県子育て応援行動計画」及び市の「本庄市総合振興計画※¹後期基本計画」、「本庄市地域福祉計画※²」、「本庄市障害者計画※³」、「本庄市障害福祉計画※⁴」との整合性を図りながら策定したものです。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成27年度から平成31年度までを一期とした5年間の計画を策定することとします。



※1 本庄市総合振興計画：市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成される計画。

※2 本庄市地域福祉計画：子どもから高齢者、障害の有無、国籍に関わらず、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた指針となる計画。

※3 本庄市障害者計画：障害のある人もない人も共に暮らせる共生の地域社会を目指して、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象にした今後の障害者施策を内容とした計画。

※4 本庄市障害福祉計画：障害福祉サービス等の今後の利用見込み量等を内容とした計画。

5 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもを指します。

6 計画の策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画は、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を伺い策定しました。

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成25年10月11日～10月31日

■調査方法 幼稚園・保育園・小学校・子育て支援センターを通して配布、回収。一部郵送による回収。

■発送数及び回収数

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,300件	951件	73.2%
小学校児童のいる家庭	1,200件	995件	82.9%
合計	2,500件	1,946件	77.8%

7 基本理念

安心して子どもを生み育てることができる支援体制づくり

～ 子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市 ～

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立って、子どもの発育と成長が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び基準のものとする必要があります。

子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会、市が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる体制を築くことです。

さらに、保護者が育児に自信をもって子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うことにより「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指します。

8 基本的視点

■計画推進において重視すべき視点

(1) 安心して生み育てられる環境づくり

次代を引き継ぐ世代を育てることの重要性を認識し、子どもをもちたいと願う人が増えることは望ましいことです。

そこで、結婚する・しない、子どもをもつ・もたないは、個人の生き方や価値観に深く関わる問題であり、個人の自由な選択に委ねられるべきものであることに留意しつつ、様々な社会的、経済的、または心理的な制約のために子どもをもてないという状況の改善を目指します。また、子育て家庭の理想のまちとして選ばれ、子育てをする家族がずっと住み続けたいくなるように、男性の子育て参加推進をはじめ、子育てに関する不安や負担感が軽減され、子育ての楽しさを感じられるような、安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 若い世代の自立支援

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など、社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。

このような中、大人として自立することが困難な青少年も多く、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもをもつことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりを目指します。

(3) 地域の子育て参加

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステム作りに取り組んでおり、地域ぐるみでの子育てをさらに推進します。

9 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉、保健分野のほかに、子どもと子育て家庭にかかわる全ての分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育ての支援

- ① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※1}の実現にむけた環境づくりの推進
- ③ 子育て支援のネットワークの充実

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の支援体制の充実
- ③ 障害児施策の充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育^{※2}」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療支援の充実

(4) 豊かな心を育む教育環境の整備

- ① 親の学習推進
- ② 児童の健全育成
- ③ 子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

(5) 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- ② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

※1 ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指すもの。

※2 食育：「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

10 計画の構成

